

## 「電力の小売営業に関する指針」改定案 新旧対照表

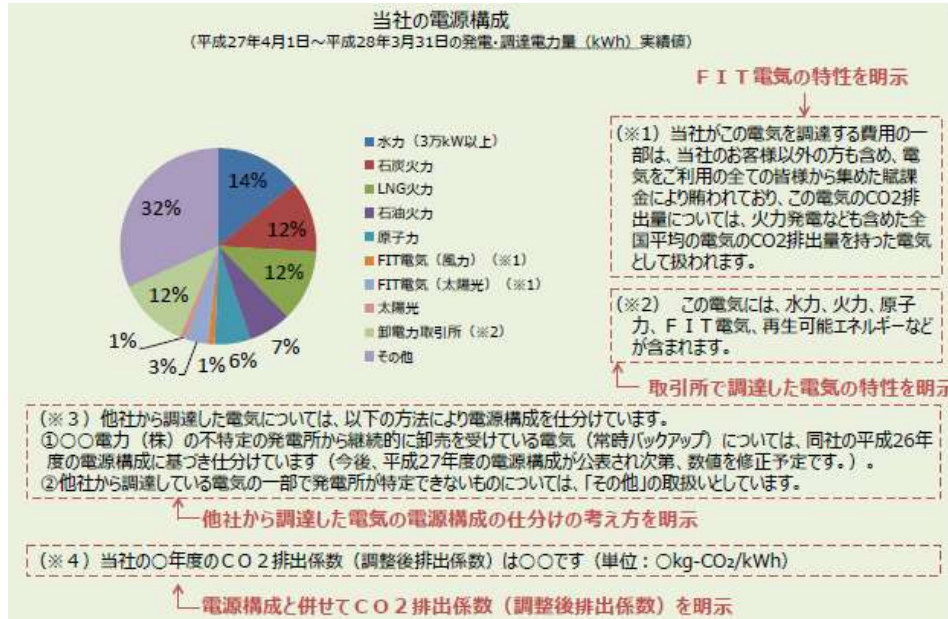
改定後	現行
<p>序 電力の小売営業に関する指針の必要性等</p> <p>(1) 本指針の必要性及び構成</p> <p>(略)</p> <p>本指針は、小売の全面自由化に伴い、様々な事業者が電気事業に参入することを踏まえ、関係事業者が電気事業法(昭和39年法律第170号)及びその関係法令を遵守するための指針を示すとともに、関係事業者による自主的な取組を促す指針を示すものであり、これによって、電気の需要家の保護の充実を図り、需要家が安心して電気の供給を受けられるようにするとともに、電気事業の健全な発達に資することを目的とするものである。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 本指針を遵守すべき事業者</p> <p>本指針を遵守すべき主たる関係事業者は、小売電気事業者及びその媒介・取次・代理業者である<sup>1</sup>。なお、登録特定送配電事業者及びその媒介・取次・代理業者については、本指針では記載していないが、その小売供給及びその小売供給に関する契約の締結の媒介等に関しては、本指針を同様に遵守することが求められる。</p> <p>(注1)ただし、後述の4(2)及び5(1)(2)には、一般送配電事業者が遵守すべきルールを記載している。</p> <p>(3) 本指針で用いる用語の定義</p> <p>以下の各用語は、本指針において以下に定める意味を有する。</p> <p>(略)</p> <p>・業務改善命令：電気事業法に基づく経済産業大臣の業務改善命令(電気事業法</p>	<p>序 電力の小売営業に関する指針の必要性等</p> <p>(1) 本指針の必要性及び構成</p> <p>(略)</p> <p>本指針は、小売の全面自由化に伴い、様々な事業者が電気事業に参入することを踏まえ、関係事業者が電気事業法及びその関係法令を遵守するための指針を示すとともに、関係事業者による自主的な取組を促す指針を示すものであり、これによって、電気の需要家の保護の充実を図り、需要家が安心して電気の供給を受けられるようにするとともに、電気事業の健全な発達に資することを目的とするものである。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 本指針を遵守すべき事業者</p> <p>本指針を遵守すべき主たる関係事業者は、小売電気事業者及びその媒介・取次・代理業者である<sup>1</sup>。なお、登録特定送配電事業者及びその媒介・取次・代理業者については、本指針では記載していないが、その小売供給及びその小売供給に関する契約の締結の媒介等に関しては、本指針を同様に遵守することが求められる。</p> <p>(注1)ただし、後述の5(2)には、一般送配電事業者が遵守すべきルールを記載している。</p> <p>(3) 本指針で用いる用語の定義</p> <p>以下の各用語は、本指針において以下に定める意味を有する。</p> <p>(略)</p> <p>・業務改善命令：電気事業法に基づく経済産業大臣の業務改善命令(同法第2条</p>

改 定 後	現 行
<p>第2条の17等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務改善勧告：電気事業法第66条の11第1項に基づく電力・ガス取引監視等委員会の電気事業者に対する勧告 (略) (削る)</li> <li>・ <u>施行規則：電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）</u> (略)</li> <li>・ 電源構成：小売電気事業者が小売供給を行うために発電・調達する電気の<u>電力量に係る電源種の構成</u> (略) (削る)（以下、注釈番号が変更される。）</li> </ul>	<p>の17等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務改善勧告：電気事業法第66条の11第1項に基づく電力取引監視等委員会の電気事業者に対する勧告 (略)</li> <li>・ <u>電気事業法：電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）第1条の施行後の電気事業法（昭和39年法律第170号）</u></li> <li>・ <u>小売登録省令：小売電気事業の登録の申請等に関する省令（平成27年経済産業省令第58号）<sup>3</sup></u> (略)</li> <li>・ 電源構成：小売電気事業者が小売供給を行うために発電・調達する電気の電源種の構成 (略)</li> </ul> <p><u>（注3）なお、小売登録省令に規定されている内容は、平成28年4月以降は電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）において定められる予定である。</u></p>
<p>1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約に先だって行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付</p> <p>ア 問題となる行為</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) セット販売時の必要な説明及び契約締結前・締結後交付書面への記載の欠如 (略)</p> <p>① セット販売時の料金及びセット割引等の表示について</p> <p>小売電気事業者等は、需要家と小売供給契約を締結しようとする際に、</p>	<p>1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約に先だって行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付</p> <p>ア 問題となる行為</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) セット販売時の必要な説明及び契約締結前・締結後交付書面への記載の欠如 (略)</p> <p>① セット販売時の料金及びセット割引等の表示について</p> <p>小売電気事業者等は、需要家と小売供給契約を締結しようとする際に、</p>

改定後	現行
<p>「当該小売供給に係る料金（当該料金の額の算出方法を含む。）」を説明し、これを契約締結前・締結後交付書面に記載しなければならない（電気事業法第2条の13及び第2条の14並びに<u>施行規則第3条の12</u>第1項第7号及び第8項並びに<u>第3条の13</u>第2項第3号）。このため、電気と他の商品・役務のセット販売を行う場合も、電気料金の額の算出方法については明示する必要がある。これに対して、セット割引等の電気料金への配分金額については、これを常に明示させるとすれば、「電気と他の商品・役務のセットで毎月●●円割引」といった料金メニューの設定が困難となり、自由な商品開発の妨げになると考えられる。このため、セット割引等の電気料金への配分金額については、これを明示する必要まではない。なお、この場合、小売電気事業者が経済産業大臣等に対し電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）<sup>3</sup>に基づき定期的に行う報告においては、電気料金とそれ以外の商品・役務提供の対価に割引額を振り分けた上で、電気料金の売上高を報告する必要がある点には留意が必要である。</p> <p><u>（注3）「電力取引報」において販売電力量・販売額・契約口数等を報告することが義務づけられている。</u></p> <p>（略）</p> <p>② （略）</p> <p>イ 望ましい行為等</p> <p>i) ～ iii) （略）</p> <p>iv) セット販売に係る複数の契約の契約期間が異なる場合における解除の条件の説明等</p> <p>（略）</p> <p>このようなセット販売に係る契約を締結しようとする場合、小売電気事業者等は、小売供給契約の解除時の違約金等に関する説明に加えて（<u>施行規則第3条の12</u>第1項第20号）、需要家に対し、当該セット販売に係る複数の契約を同時に解除する場合には常に違約金等が発生することに</p>	<p>「当該小売供給に係る料金（当該料金の額の算出方法を含む。）」を説明し、これを契約締結前・締結後交付書面に記載しなければならない（電気事業法第2条の13及び第2条の14並びに<u>小売登録省令第3条</u>第1項第7号及び第8項並びに<u>第4条</u>第2項第3号）。このため、電気と他の商品・役務のセット販売を行う場合も、電気料金の額の算出方法については明示する必要がある。これに対して、セット割引等の電気料金への配分金額については、これを常に明示させるとすれば、「電気と他の商品・役務のセットで毎月●●円割引」といった料金メニューの設定が困難となり、自由な商品開発の妨げになると考えられる。このため、セット割引等の電気料金への配分金額については、これを明示する必要まではない。なお、この場合、小売電気事業者が経済産業大臣等に対し電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）<sup>4</sup>に基づき定期的に行う報告においては、電気料金とそれ以外の商品・役務提供の対価に割引額を振り分けた上で、電気料金の売上高を報告する必要がある点には留意が必要である。</p> <p><u>（注4）平成28年4月改正予定。</u></p> <p>（略）</p> <p>② （略）</p> <p>イ 望ましい行為等</p> <p>i) ～ iii) （略）</p> <p>iv) セット販売に係る複数の契約の契約期間が異なる場合における解除の条件の説明等</p> <p>（略）</p> <p>このようなセット販売に係る契約を締結しようとする場合、小売電気事業者等は、小売供給契約の解除時の違約金等に関する説明に加えて（<u>小売登録省令第3条</u>第1項第20号）、需要家に対し、当該セット販売に係る複数の契約を同時に解除する場合には常に違約金等が発生することについ</p>

改定後	現 行
<p data-bbox="255 201 719 225">ついて、適切に説明することが望ましい。</p> <p data-bbox="293 240 342 264">(略)</p> <p data-bbox="143 320 600 344"><b>(3) 電源構成等の適切な開示の方法</b></p> <p data-bbox="159 400 304 424">ア (略)</p> <p data-bbox="159 480 916 504">イ 望ましい行為及び電源構成等の算定や開示を行う場合の具体例</p> <p data-bbox="203 560 470 584">i) 電源構成の開示</p> <p data-bbox="255 639 1081 1150">小売の全面自由化後の電力市場においては、需要家が自ら選択を行い、そのニーズに応じて小売電気事業者が必要な情報を開示するといった取組が、需要側及び供給側の双方で進んでいくことが期待される。電源構成の開示については、①小規模な事業者にとって負担となること、②小売電気事業者が開示するためには発電事業者から小売電気事業者に対して電源種別に関する情報提供が必要となることなどについて留意が必要であるが、供給側が電源構成の情報を開示し、需要家が小売電気事業者の選択を通じて積極的に電気の選択を行うことには意義があることから、需要側による選択の取組の成熟と併せ、小売電気事業者が、後述の1(3)イii)の「望ましい算定や開示の方法」や1(3)ウの「問題となる行為」の記述を踏まえつつ、ホームページやパンフレット、チラシ等を通じて需要家に対する電源構成の情報の開示を行うこと(その際には、<u>需要家にとって分かりやすい形で掲載・記載すること</u>)が望ましい。</p> <p data-bbox="293 1166 342 1190">(略)</p> <p data-bbox="203 1246 636 1270">ii) 算定や開示を行う場合の具体例</p> <p data-bbox="255 1326 1081 1430">後述の1(3)イiii)及び1(3)ウで述べる、電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法及び問題となる方法を踏まえ、電源構成を算定し、開示する場合の具体例を以下に示す。</p>	<p data-bbox="1234 201 1644 225">て、適切に説明することが望ましい。</p> <p data-bbox="1272 240 1321 264">(略)</p> <p data-bbox="1122 320 1579 344"><b>(3) 電源構成等の適切な開示の方法</b></p> <p data-bbox="1137 400 1283 424">ア (略)</p> <p data-bbox="1137 480 1895 504">イ 望ましい行為及び電源構成等の算定や開示を行う場合の具体例</p> <p data-bbox="1182 560 1449 584">i) 電源構成の開示</p> <p data-bbox="1234 639 2060 1110">小売の全面自由化後の電力市場においては、需要家が自ら選択を行い、そのニーズに応じて小売電気事業者が必要な情報を開示するといった取組が、需要側及び供給側の双方で進んでいくことが期待される。電源構成の開示については、①小規模な事業者にとって負担となること、②小売電気事業者が開示するためには発電事業者から小売電気事業者に対して電源種別に関する情報提供が必要となることなどについて留意が必要であるが、供給側が電源構成の情報を開示し、需要家が小売電気事業者の選択を通じて積極的に電気の選択を行うことには意義があることから、需要側による選択の取組の成熟と併せ、小売電気事業者が、後述の1(3)イii)の「望ましい算定や開示の方法」や1(3)ウの「問題となる行為」の記述を踏まえつつ、ホームページやパンフレット、チラシ等を通じて需要家に対する電源構成の情報の開示を行うことが望ましい。</p> <p data-bbox="1272 1166 1321 1190">(略)</p> <p data-bbox="1182 1246 1615 1270">ii) 算定や開示を行う場合の具体例</p> <p data-bbox="1234 1326 2060 1430">後述の1(3)イiii)及び1(3)ウで述べる、電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法及び問題となる方法を踏まえ、電源構成を算定し、開示する場合の具体例を以下に示す。</p>

改定後



iii) 望ましい算定や開示の方法

① 開示対象の情報の算定の期間

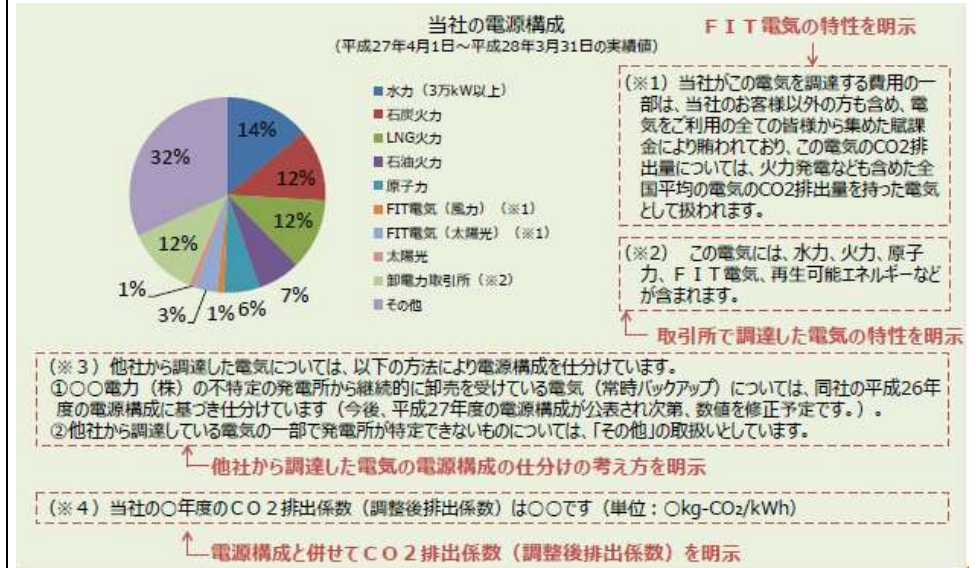
小売電気事業者が電源構成等を開示する場合(電源構成等を小売供給の特性とする場合を除く。)は、前年度実績値(前年度実績値の数値が確定する前においては前々年度実績値)又は当年度計画値として算定することが望ましい。また、実績値がない新規参入の小売電気事業者の場合には、供給開始後数ヶ月間の直近実績値をもって開示することもあり得る。

(略)

② (略)

ウ 問題となる行為

現 行



iii) 望ましい算定や開示の方法

① 開示対象の情報の算定の期間

小売電気事業者が電源構成等を開示する場合(電源構成等を小売供給の特性とする場合を除く。)は、前年度実績値(前年度実績値の数値が確定する前においては前々年度実績値)又は当年度計画値として算定することが望ましい。

(略)

② (略)

ウ 問題となる行為

改定後	現行
<p>(略)</p> <p>小売電気事業者によっては、電源構成等を小売供給の特性としない事業者もいる一方で、例えば「再生可能エネルギーを一定割合以上含む電源構成で供給するメニュー」など、電源構成等を小売供給の特性とするメニューを提供する事業者も現れるものと考えられる。こうした差異があることを踏まえ、以下、i) 一般的に問題となるもの(電源構成等を小売供給の特性としないものの電源構成等の情報を開示する場合を含む。)、ii) 電源構成等を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの、iii) F I T 電気<sup>2</sup>を販売しようとする場合においてその説明を行うときにのみ問題となるもの、iv) 「地産地消」等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるものの別に規定している。</p> <p>(略)</p> <p>(注5) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)第2条第2項に規定する再生可能エネルギー電気(小売電気事業者が当該調達した再生可能エネルギー電気について再エネ特措法第8条第1項の交付金を受けている場合に限る。)をいう。再エネ特措法に従い、以下のエネルギー源を変換して得られる電気である必要がある。以下同じ。</p> <p>(略)</p> <p>i) 一般的に問題となるもの</p> <p>電源構成等を小売供給の特性としない場合を含め、一般的に、小売電気事業者が以下のような電源構成等の開示等を行うことは、これにより需要家の混乱や誤認を招き、又は事業者間の競争条件を歪めることとなる場合には問題となる。なお、媒介・取次・代理業者が上記の問題となる行為をしたときであっても、小売電気事業者による指導・監督が適切でない場合には、小売電気事業者自身の行為が問題となる。</p> <p><u>なお、小売電気事業者が発電事業も行っている場合に、その発電構成を表示することや、例えば、太陽光発電を行っている小売電気事業者が販売電力量以上の発電を行っている場合に「当社は販売電力量の100%に『相当』する量の太陽光発電を行っている。」旨を表示することは問題と</u></p>	<p>(略)</p> <p>小売電気事業者によっては、電源構成等を小売供給の特性としない事業者もいる一方で、例えば「再生可能エネルギーを一定割合以上含む電源構成で供給するメニュー」など、電源構成等を小売供給の特性とするメニューを提供する事業者も現れるものと考えられる。こうした差異があることを踏まえ、以下、i) 一般的に問題となるもの(電源構成等を小売供給の特性としないものの電源構成等の情報を開示する場合を含む。)、ii) 電源構成等を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの、iii) F I T 電気<sup>2</sup>を販売しようとする場合においてその説明を行うときにのみ問題となるもの、iv) 「地産地消」等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるものの別に規定している。</p> <p>(略)</p> <p>(注6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)第2条第2項に規定する再生可能エネルギー電気(小売電気事業者が当該調達した再生可能エネルギー電気について同法第8条第1項の交付金を受けている場合に限る。)をいう。同法に従い、以下のエネルギー源を変換して得られる電気である必要がある。以下同じ。</p> <p>(略)</p> <p>i) 一般的に問題となるもの</p> <p>電源構成等を小売供給の特性としない場合を含め、一般的に、小売電気事業者が以下のような電源構成等の開示等を行うことは、これにより需要家の混乱や誤認を招き、又は事業者間の競争条件を歪めることとなる場合には問題となる。なお、媒介・取次・代理業者が上記の問題となる行為をしたときであっても、小売電気事業者による指導・監督が適切でない場合には、小売電気事業者自身の行為が問題となる。</p> <p>(新設)</p>

改定後	現 行
<p data-bbox="253 199 1079 268"><u>ならない。ただし、いずれについても、小売供給に係る電源構成と異なることについて誤認を招かない表示である必要がある。</u></p> <p data-bbox="253 320 412 347">①～④ (略)</p> <p data-bbox="253 400 1079 549">⑤ 過去の実績情報等を含む電源構成等に関する情報が利用可能な電気の卸売（常時バックアップを含む。）を受けている際に、当該卸売を受けている電気に係る電源構成等の情報を踏まえて電源構成等を仕分けずに電源構成等の開示を行うこと。</p> <p data-bbox="253 601 1079 868">(※) 常時バックアップについては、資源エネルギー庁が集計している電力調査統計において公表される旧一般電気事業者の発電部門の電源種別の発電実績（ただし、当該旧一般電気事業者がウェブサイト等で電源構成を公表している場合は当該数値）に基づき仕分けの必要がある（この場合、前述の1（3）イ ii）の具体例「※3」のような説明を示す必要がある。）。 (略)</p> <p data-bbox="253 920 412 948">⑥・⑦ (略)</p> <p data-bbox="253 1000 1079 1112">⑧ 例えば昼間に発電・調達した電気を夜間に供給する電気とみなすなど、異なる時点間で発電・調達した電力量を移転する取扱いを行った上で電源構成等の算定を行うこと（下図参照）。</p> <p data-bbox="253 1165 1079 1393">太陽光発電所で発電する場合などにおいて、夜間は物理的に発電しない時間帯があるにもかかわらず、昼間に発電した電気を夜間に供給する電気とみなすことや、<u>特定の時間帯に発電・調達した電気を別の日の同じ時間帯に供給する電気とみなすことなど、異なる時点間で電力量を移転する取扱いを行うことは、電気の供給実態と著しく乖離していること、時間帯によって電気の価値が異なる点を無視していることから、問題となる。</u> (略)</p>	<p data-bbox="1232 320 1391 347">①～④ (略)</p> <p data-bbox="1232 400 2058 549">⑤ 過去の実績情報等を含む電源構成等に関する情報が利用可能な電気の卸売（常時バックアップを含む。）を受けている際に、当該卸売を受けている電気に係る電源構成等の情報を踏まえて電源構成等を仕分けずに電源構成等の開示を行うこと。</p> <p data-bbox="1232 601 2058 868">(※) 常時バックアップについては、資源エネルギー庁が集計している電力調査統計において公表される<u>一般電気事業者（平成28年度以降の実績値を用いる場合は、旧一般電気事業者の発電部門）</u>の電源種別の発電実績（ただし、当該一般電気事業者がウェブサイト等で電源構成を公表している場合は当該数値）に基づき仕分けの必要がある（この場合、前述の1（3）イ ii）の具体例「※3」のような説明を示す必要がある。）。 (略)</p> <p data-bbox="1232 920 1391 948">⑥・⑦ (略)</p> <p data-bbox="1232 1000 2058 1112">⑧ 例えば昼間に発電・調達した電気を夜間に供給する電気とみなすなど、異なる時点間で発電・調達した電力量を移転する取扱いを行った上で電源構成等の算定を行うこと（下図参照）。</p> <p data-bbox="1232 1165 2058 1351">太陽光発電所で発電する場合など、夜間は物理的に発電しない時間帯があるにもかかわらず、昼間に発電した電気を夜間に供給する電気とみなすなど異なる時点間で電力量を移転する取扱いを行うことは、電気の供給実態と著しく乖離していること、時間帯によって電気の価値が異なる点を無視していることから、問題となる。 (略)</p>

改定後	現行
<p>ii) 電源構成等を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの</p> <p>電源構成等を小売供給の特性とする場合には、説明義務・書面交付義務の内容として、当該特性の内容及び根拠を説明し、契約締結前・締結後交付書面に記載する必要がある（電気事業法第2条の13及び第2条の14並びに<u>施行規則第3条の12</u>第1項第23号及び第8項並びに<u>第3条の13</u>第2項）。例えば、小売電気事業者等による下記のような行為は問題となる。</p> <p>(略)</p>	<p>ii) 電源構成等を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの</p> <p>電源構成等を小売供給の特性とする場合には、説明義務・書面交付義務の内容として、当該特性の内容及び根拠を説明し、契約締結前・締結後交付書面に記載する必要がある（電気事業法第2条の13及び第2条の14並びに<u>小売登録省令第3条</u>第1項第23号及び第8項並びに<u>第4条</u>第2項）。例えば、小売電気事業者等による下記のような行為は問題となる。</p> <p>(略)</p>
<p>iii) F I T電気を販売しようとする場合においてその説明を行うときにのみ問題となるもの</p> <p>(略)</p> <p>再生可能エネルギーの発電事業者からF I T電気を調達している小売電気事業者が、再エネ特措法第8条第1項の交付金の形で費用補填を受けている場合、発電された電気の二酸化炭素を排出しないという特性・メリットは、当該電気の供給を受けた特定の需要家に帰属するのではなく、費用を負担した全需要家に薄く広く帰属することとされている<sup>12</sup>。この点を踏まえると、小売電気事業者がF I T電気を販売する際には、当該電気について二酸化炭素が排出されない電気であることの付加価値を訴求しない方法により説明をする必要がある（<u>施行規則第3条の12</u>第2項）。</p> <p>(略)</p>	<p>iii) F I T電気を販売しようとする場合においてその説明を行うときにのみ問題となるもの</p> <p>(略)</p> <p>再生可能エネルギーの発電事業者からF I T電気を調達している小売電気事業者が、再エネ特措法第8条第1項の交付金の形で費用補填を受けている場合、発電された電気の二酸化炭素を排出しないという特性・メリットは、当該電気の供給を受けた特定の需要家に帰属するのではなく、費用を負担した全需要家に薄く広く帰属することとされている<sup>13</sup>。この点を踏まえると、小売電気事業者がF I T電気を販売する際には、当該電気について二酸化炭素が排出されない電気であることの付加価値を訴求しない方法により説明をする必要がある（<u>小売登録省令第3条</u>第2項）。</p> <p>(略)</p>
<p>iv) 「地産地消」等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの</p> <p>小売電気事業者が「地産地消」と訴求して需要家へ電気を販売する場合等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合、当該特性の内容及び根拠を説明し、契約締結前・締結後交付書面においても記載しなければならないが（電気事業法第2条の13及び第2条の14並びに<u>施行規則第3条の12</u>第1項第23号及び第8項並びに<u>第3条の13</u>第2項）、この際</p>	<p>iv) 「地産地消」等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの</p> <p>小売電気事業者が「地産地消」と訴求して需要家へ電気を販売する場合等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合、当該特性の内容及び根拠を説明し、契約締結前・締結後交付書面においても記載しなければならないが（電気事業法第2条の13及び第2条の14並びに<u>小売登録省令第3条</u>第1項第23号及び第8項並びに<u>第4条</u>第2項）、この際に留意す</p>



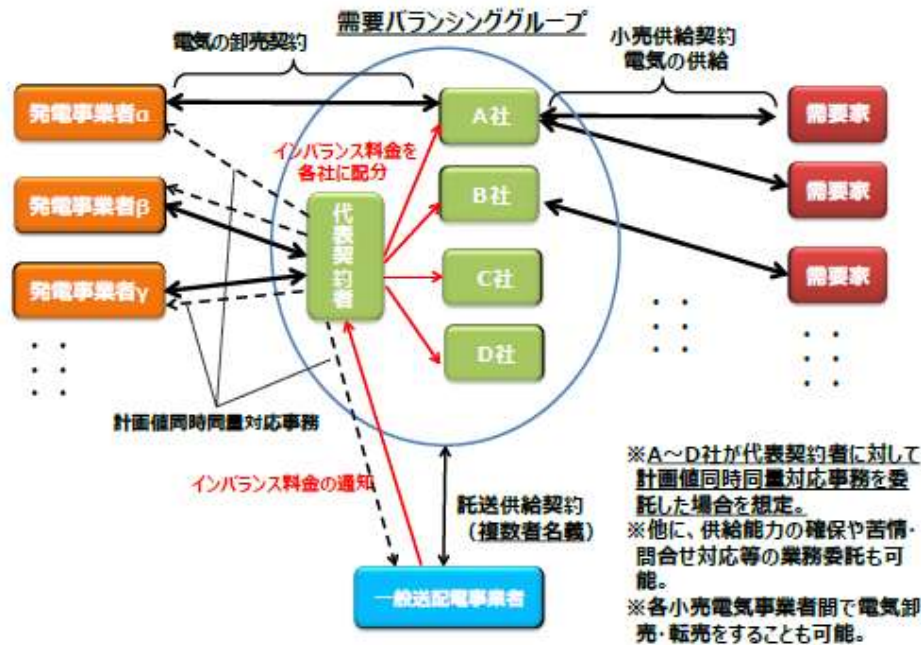
改定後	現行
<p>に留意すべき事項は以下のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>そこで、小売電気事業者の創意工夫の余地の拡大と需要家への適切な開示を確保する観点から、小売電気事業者が「地産地消」と訴求して需要家へ電気を販売しようとする際には、「発電所の立地場所及び電気の供給地域」を説明することが最低限必要となる（<u>施行規則第3条の12</u>第1項第23号）。小売電気事業者等が、「地産地消」などと需要家に訴求しておきながら、「発電所の立地場所及び電気の供給地域」について十分な説明等をしていない場合や誤認を招く説明等を行っているような場合は、問題となる。</p> <p>(略)</p>	<p>べき事項は以下のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>そこで、小売電気事業者の創意工夫の余地の拡大と需要家への適切な開示を確保する観点から、小売電気事業者が「地産地消」と訴求して需要家へ電気を販売しようとする際には、「発電所の立地場所及び電気の供給地域」を説明することが最低限必要となる（<u>小売登録省令第3条</u>第1項第23号）。小売電気事業者等が、「地産地消」などと需要家に訴求しておきながら、「発電所の立地場所及び電気の供給地域」について十分な説明等をしていない場合や誤認を招く説明等を行っているような場合は、問題となる。</p> <p>(略)</p>
<p><b>2 営業・契約形態の適正化の観点から問題となる行為等</b></p>	<p><b>2 営業・契約形態の適正化の観点から問題となる行為等</b></p>
<p>(1) <b>電気事業法上問題となる営業・契約形態</b></p>	<p>(1) <b>電気事業法上問題となる営業・契約形態</b></p>
<p>ア (略)</p>	<p>ア (略)</p>
<p>イ 既に締結されている問題となる契約への配慮</p> <p>(略)</p> <p>そこで、問題となる既存契約については、当該契約の契約期間が満了するとき（契約期間が長期間残っている場合は、契約満了を待たず<u>平成31年1月</u>目途）に契約関係の是正を求めるとし、報告徴収等を通じて是正の状況を確認していく。なお、問題となる既存契約の期間延長・更新等を行うことは許容されない。また、需要家が早期の是正を希望する場合には、需要家への影響を考慮する必要はないことから、速やかに是正に応じることが求められる。</p>	<p>イ 既に締結されている問題となる契約への配慮</p> <p>(略)</p> <p>そこで、問題となる既存契約については、当該契約の契約期間が満了するとき（契約期間が長期間残っている場合は、契約満了を待たず<u>3年以内程度</u>）に契約関係の是正を求めるとし、報告徴収等を通じて是正の状況を確認していく。なお、問題となる既存契約の期間延長・更新等を行うことは許容されない。また、需要家が早期の是正を希望する場合には、需要家への影響を考慮する必要はないことから、速やかに是正に応じることが求められる。</p>
<p>ウ (略)</p>	<p>ウ (略)</p>
<p>(2) <b>小売電気事業者の媒介・取次ぎ・代理における問題となる行為及び望ましい行為</b></p>	<p>(2) <b>小売電気事業者の媒介・取次ぎ・代理における問題となる行為</b></p>

改 定 後	現 行
<p>ア (略)</p> <p>イ 問題となる行為</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 媒介・取次・代理業者の営業活動の在り方</p> <p>(略)</p> <p>もつとも、実際に小売供給を行い、電気事業法上の小売電気事業者としての義務を負うのは小売電気事業者であることから、需要家に誤解が生じないよう、媒介・取次・代理業者は、小売供給契約の締結の媒介等をしようとするときは、小売電気事業者の名称や、自己が行う行為は媒介等であること等について説明する義務が課されている（電気事業法第2条の13第1項並びに<u>施行規則第3条の12第1項第1号及び第2号</u>）。</p> <p>(略)</p> <p>iii) (略)</p> <p>ウ <u>望ましい行為</u></p> <p><u>小売の全面自由化に便乗して、小売電気事業者の代理店である等と詐称し、各種機器の販売等の勧誘を行う事例が発生している。これらの中には、長期間かつ高額のリース契約を伴うものなどもあり、解約に際してトラブルも発生している。</u></p> <p><u>このような状況等を踏まえ、小売電気事業者が、業務提携をしている媒介・取次・代理業者を自己のホームページ等において分かりやすく公表することは、上記のようなトラブルの防止に資するため望ましい。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 小売電気事業者による業務委託における問題となる行為</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 問題となる行為</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 媒介・取次・代理業者の営業活動の在り方</p> <p>(略)</p> <p>もつとも、実際に小売供給を行い、電気事業法上の小売電気事業者としての義務を負うのは小売電気事業者であることから、需要家に誤解が生じないよう、媒介・取次・代理業者は、小売供給契約の締結の媒介等をしようとするときは、小売電気事業者の名称や、自己が行う行為は媒介等であること等について説明する義務が課されている（電気事業法第2条の13第1項並びに<u>小売登録省令第3条第1項第1号及び第2号</u>）。</p> <p>(略)</p> <p>iii) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 小売電気事業者による業務委託における問題となる行為</p>

改定後

(略)

なお、小売電気事業者間でバラnsingグループを組む場合、各小売電気事業者は、他の小売電気事業者とともに、複数者名義の託送供給契約を一般送配電事業者と締結することとなるため、上記②（小売電気事業者が自ら一般送配電事業者と託送供給契約を締結すること）は満たされる。したがって、上記①（小売電気事業者が自ら需要家に対して電気の供給（小売供給）を行うこと）が満たされている場合には、小売電気事業者は、このようなバラnsingグループを組んだ上で、代表契約者等に対して計画値同時同量対応事務を委託し、一般送配電事業者との間のインバランス料金の精算事務などを代行してもらうことが可能となる。以下に、バラnsingグループを組む場合のモデル図を示す。

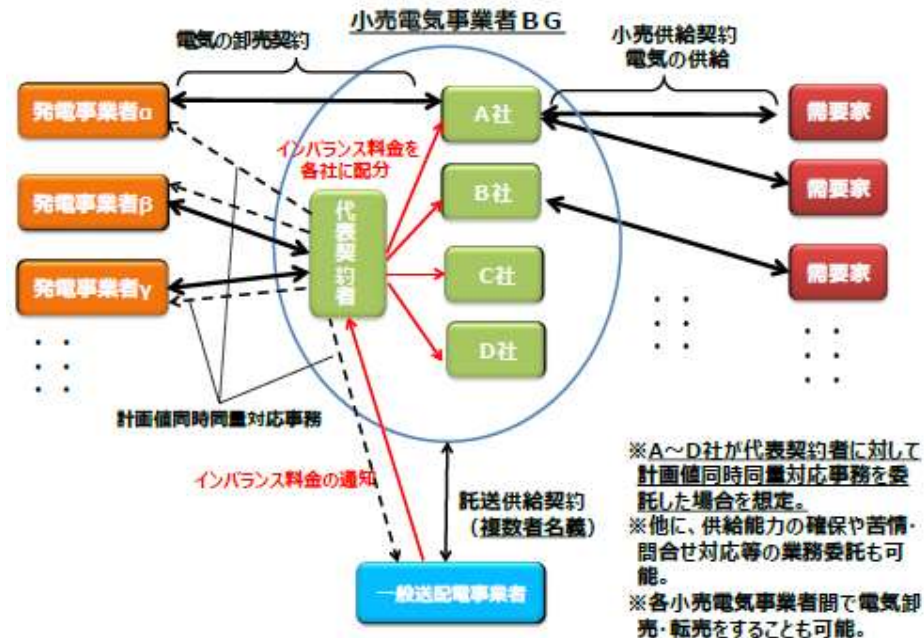


3 小売供給契約の内容の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為

現行

(略)

なお、小売電気事業者間でバラnsing・グループを組む場合、各小売電気事業者は、他の小売電気事業者とともに、複数者名義の託送供給契約を一般送配電事業者と締結することとなるため、上記②（小売電気事業者が自ら一般送配電事業者と託送供給契約を締結すること）は満たされる。したがって、上記①（小売電気事業者が自ら需要家に対して電気の供給（小売供給）を行うこと）が満たされている場合には、小売電気事業者は、このようなバラnsing・グループを組んだ上で、代表契約者等に対して計画値同時同量対応事務を委託し、一般送配電事業者との間のインバランス料金の精算事務などを代行してもらうことが可能となる。以下に、バラnsing・グループを組む場合のモデル図を示す。



3 小売供給契約の内容の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為

改定後	現行
<p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 小売供給契約の解除における問題となる行為及び望ましい行為</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 望ましい行為</p> <p>低圧分野において、需要家が転居を行う場合、現住所を供給場所とする締結済みの小売供給契約について、小売電気事業者又は取次業者（小売供給契約の締結の取次ぎをする場合）との間で変更・解除を行う必要が生じると考えられる。</p> <p>(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 苦情・問合せへの対応の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 停電に関する問合せ対応に関して問題となる行為及び望ましい行為 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 望ましい行為</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 原因が不明な停電への適切な対応</p>	<p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 小売供給契約の解除における問題となる行為及び望ましい行為</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 望ましい行為</p> <p>平成28年4月1日から自由化される低圧分野において、需要家が転居を行う場合、現住所を供給場所とする締結済みの小売供給契約について、小売電気事業者又は取次業者（小売供給契約の締結の取次ぎをする場合）との間で変更・解除を行う必要が生じると考えられる。</p> <p>(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 苦情・問合せへの対応の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 停電に関する問合せ対応に関して問題となる行為及び望ましい行為 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 望ましい行為</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 原因が不明な停電への適切な対応</p>

改定後	現 行
<p>原因が不明な停電への対応について、小売電気事業者は、停電の状況に応じて需要家に対して適切な助言を行うとともに（ブレーカーの操作方法の案内等）、それでも解決しない場合には原因を特定するために<u>一般送配電事業者や電気工事店に対して連絡を取る必要があることから、適切な連絡先を紹介することが望ましい。</u></p> <p>5 小売供給契約の解除手続の適正化の観点から問題となる行為</p> <p>(略)</p> <p>また、<u>料金未払や小売電気事業者の倒産</u>などにより、小売電気事業者から小売供給契約を解除しようとする場合については、<u>需要家に混乱を来さないよう、需要家への十分な事前通知などが行われることが必要となる。</u></p> <p>(略)</p> <p>(1) 需要家からの小売供給契約の解除時の手続</p> <p>i)・ii) (略)</p> <p>iii) <u>需要家からのクーリング・オフについて適切な対応を怠ること</u></p> <p><u>特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特商法」という。）は、訪問販売及び電話勧誘販売の2類型について、最終保障供給、離島供給及び特定小売供給（経過措置料金）による役務提供をクーリング・オフの適用除外としており（特商法第26条第3項第2号並びに特定商取引法に関する法律施行令（昭和51年政令第295号。以下「特商法施行令」という。）第6条の3第1号及び附則第3項）、これ以外の小売電気事業者が訪問販売等で消費者と小売供給契約を締結した場合をクーリング・オフの対象としているが、クーリング・オフによって需要家に対する電気の供給に支障が生じるようなことがあってはならない。このため、クーリング・オフの際、一般送配電事業者が適切な需要家保護措置を</u></p>	<p>原因が不明な停電への対応について、小売電気事業者は、停電の状況に応じて需要家に対して適切な助言を行うとともに（ブレーカーの操作方法の案内等）、それでも解決しない場合には原因を特定するために<u>送配電事業者や電気工事店に対して連絡を取る必要があることから、適切な連絡先を紹介することが望ましい。</u></p> <p>5 小売供給契約の解除手続の適正化の観点から問題となる行為</p> <p>(略)</p> <p>また、<u>料金不払い</u>などにより、小売電気事業者から小売供給契約を解除しようとする場合については、<u>需要家に混乱を来さないよう、需要家への十分な事前通知などが行われることが必要となる。</u></p> <p>(略)</p> <p>(1) 需要家からの小売供給契約の解除時の手続</p> <p>i)・ii) (略)</p> <p>(新設)</p>

改定後	現 行
<p><u>とることができるよう、小売電気事業者は、クーリング・オフを理由とする託送供給契約の解除を行う場合は、その旨を一般送配電事業者に通知した上で解除をすることが必要であり、このような適切な対応を怠ることは、これにより電気の利用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。</u></p> <p><u>また、需要家のクーリング・オフにより無契約であることを理由に電気の供給が停止される際には、一般送配電事業者は、例えば以下の措置をとることなどが必要であり、このような適切な対応を怠ることは、これにより電気の利用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあり、問題となる。</u></p> <p>① <u>小売電気事業者による小売供給契約の解除により無契約状態となる需要家に対して、供給停止を行う5日程度前までに供給停止日を明示して、小売電気事業者と小売供給契約を締結しない場合には無契約状態を理由とする供給停止になる旨の予告通知を行うこと。</u></p> <p>② <u>供給停止の予告通知の際に、最終保障供給（経過措置期間中の低圧部門への供給は特定小売供給）を申し込む方法があることを説明すること</u></p> <p><u>なお、供給停止に当たって、一般送配電事業者が、需要家への配慮措置（供給継続の要望があった場合の1アンペアブレーカーの取り付け等の対応や需要家が在宅医療者、生活保護受給者等であることが確認できた場合の配慮措置等）を、最終保障供給約款（経過措置期間中の低圧部門への供給は特定小売供給約款）に基づく契約を締結した上で行うことは前提となる。</u></p> <p><b>(2) 小売電気事業者からの小売供給契約の解除時の手続</b></p> <p><u>小売電気事業者が、需要家の料金未払や小売電気事業者の倒産等を理由に小売供給契約を解除する場合について、例えば以下の措置をとることなどが必要であり、このような適切な対応を怠ることは、これにより電気の利用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。ただし、需要家が小売電気事業者に対し事前に通知等をせずに需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合には、以下の措置をとらずに小売供給契約を解除したとしても問題とならない。</u></p> <p>(略)</p>	<p>現 行</p> <p><b>(2) 小売電気事業者からの小売供給契約の解除時の手続</b></p> <p>小売電気事業者が小売供給契約を解除する場合について、例えば以下の措置をとることなどが必要であり、このような適切な対応を怠ることは、これにより電気の利用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。</p> <p>(略)</p>

改定後	現行
<p>② 解除予告通知の際に、無契約となった場合には電気の供給が止まることや、最終保障供給（経過措置期間中の低圧部門への供給は特定小売供給）を申し込む方法があることを説明すること。</p> <p>（略）</p> <p>また、需要家が料金未払や小売電気事業者の倒産等の理由により小売電気事業者から小売供給契約を解除され、無契約であることを理由に電気の供給が停止される際には、一般送配電事業者は、例えば以下の措置をとることなどが必要であり、このような適切な対応を怠ることは、これにより電気の利用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあり、問題となる。<u>ただし、需要家が需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合には、以下の措置をとらずに供給停止をしたとしても問題とならない。</u></p> <p>（略）</p> <p>なお、供給停止に当たって、一般送配電事業者が、需要家への配慮措置（供給継続の要望があった場合の1アンペアブレーカーの取り付け等の対応や需要家が在宅医療者、生活保護受給者等であることが確認できた場合の配慮措置等）を、最終保障供給約款（経過措置期間中の低圧部門への供給は特定小売供給約款）に基づく契約を締結した上で行うことは前提となる。</p> <p>（削る）</p>	<p>② 解除予告通知の際に、無契約となった場合には電気の供給が止まることや、最終保障供給（経過措置期間中は特定小売供給）を申し込む方法があることを説明すること。</p> <p>（略）</p> <p>また、需要家が料金未払等の理由により小売電気事業者から小売供給契約を解除され、無契約であることを理由に電気の供給が停止される際には、一般送配電事業者は、例えば以下の措置をとることなどが必要であり、このような適切な対応を怠ることは、これにより電気の利用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあり、問題となる。</p> <p>（略）</p> <p>なお、供給停止に当たって、一般送配電事業者が、需要家への配慮措置（供給継続の要望があった場合の1Aブレーカーの取り付け等の対応や需要家が在宅医療者、生活保護受給者等であることが確認できた場合の配慮措置等）を、最終保障供給約款（経過措置期間中は特定小売供給約款）に基づく契約を締結した上で行うことは前提となる<sup>4</sup>。</p> <p><u>（注14）特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特商法」という。）は、訪問販売及び電話勧誘販売の2類型について、現行電気事業法に規定する一般電気事業及び特定電気事業をクーリング・オフの適用除外としている（特商法第26条第3項第2号、特定商取引法に関する法律施行令（昭和51年政令第295号。以下「特商法施行令」という。）第6条の3第1号）が、小売の全面自由化に伴い、小売電気事業者が訪問販売等で消費者と小売供給契約を締結した場合がクーリング・オフの対象とされた場合には、クーリング・オフによって需要家に対する電気の供給に支障が生じるようなことがあってはならない。このため、クーリング・オフの際、一般送配電事業者が適切な需要家保護措置をとることができるよう、小売電気事業者は、クーリング・オフを理由とする託送供給契約の解除を行う場合は、その旨を一般送配電事業者に通知した上で解除をすることが必要であり、このような適切な対応を怠ることは、これにより電気の利用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあ</u></p>

改定後	現 行
<p>【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】</p> <p>1 供給条件の説明</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 説明すべき事項</p> <p>ア 原則</p> <p>小売電気事業者は、需要家と小売供給契約を締結しようとするときは、以下の事項を需要家に対して説明しなければならない(電気事業法第2条の13第1項及</p>	<p>るため、問題となる。</p> <p><u>また、需要家のクーリング・オフにより無契約であることを理由に電気の供給が停止される際には、一般送配電事業者は、例えば以下の措置をとることなどが必要であり、このような適切な対応を怠ることは、これにより電気の使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあり、問題となる。</u></p> <p>① <u>小売電気事業者による小売供給契約の解除により無契約状態となる需要家に対して、供給停止を行う5日程度前までに供給停止日を明示して、小売電気事業者と小売供給契約を締結しない場合には無契約状態を理由とする供給停止になる旨の予告通知を行うこと。</u></p> <p>② <u>供給停止の予告通知の際に、最終保障供給(経過措置期間中の低圧部門への供給は特定小売供給)を申し込む方法があることを説明すること</u></p> <p><u>なお、供給停止に当たって、一般送配電事業者が、需要家への配慮措置(供給継続の要望があった場合の1Aブレーカーの取り付け等の対応や需要家が在宅医療者、生活保護受給者等であることが確認できた場合の配慮措置等)を、最終保障供給約款(経過措置期間中は特定小売供給約款)に基づく契約を締結した上で行うことは前提となる。</u></p> <p>【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】</p> <p>1 供給条件の説明</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 説明すべき事項</p> <p>ア 原則</p> <p>小売電気事業者は、需要家と小売供給契約を締結しようとするときは、以下の事項を需要家に対して説明しなければならない(電気事業法第2条の13第1項及び</p>



改 定 後	現 行
<p>び<u>施行規則第3条の12第1項</u>。</p> <p>まず、小売電気事業者等に関する基礎的な情報として、以下の事項の説明をする必要がある（以下、<u>施行規則第3条の12第1項</u>の号数を示す。）。</p> <p>（略）</p> <p>イ 説明事項の一部省略が認められる場合 （略）</p> <p>i) 契約の更新の場合</p> <p>小売電気事業者又は取次業者が、既に締結されている小売供給契約を更新する場合（料金ほか契約条件について一切の変更をせずに当該小売供給契約の期間の延長のみをする場合）については、小売電気事業者等は、当該小売供給契約の更新後の契約期間のみを説明すれば足りる（<u>施行規則第3条の12第3項</u>）。</p> <p>ii) 軽微な変更以外の契約の変更の場合</p> <p>小売電気事業者又は取次業者が、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（次に述べる軽微な変更をする場合を除く。）には、小売電気事業者等は、変更しようとする事項のみを説明すれば足りる（<u>施行規則第3条の12第4項</u>）。例えば、これまで小売電気事業者自らのコールセンターが需要家からの問合せ等に応じていたが、これを外部委託することになったため、連絡先が変わるという場合には、苦情及び問合せに応じる電話番号について説明すれば足りるということになる。</p> <p>iii) 契約の軽微な変更の場合</p> <p>小売電気事業者又は取次業者が、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）には、小売電気事業者等は、変更しようとする</p>	<p><u>小売登録省令第3条第1項</u>）。</p> <p>まず、小売電気事業者等に関する基礎的な情報として、以下の事項の説明をする必要がある（以下、<u>小売登録省令第3条第1項</u>の号数を示す。）。</p> <p>（略）</p> <p>イ 説明事項の一部省略が認められる場合 （略）</p> <p>i) 契約の更新の場合</p> <p>小売電気事業者又は取次業者が、既に締結されている小売供給契約を更新する場合（料金ほか契約条件について一切の変更をせずに当該小売供給契約の期間の延長のみをする場合）については、小売電気事業者等は、当該小売供給契約の更新後の契約期間のみを説明すれば足りる（<u>小売登録省令第3条第3項</u>）。</p> <p>ii) 軽微な変更以外の契約の変更の場合</p> <p>小売電気事業者又は取次業者が、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（次に述べる軽微な変更をする場合を除く。）には、小売電気事業者等は、変更しようとする事項のみを説明すれば足りる（<u>小売登録省令第3条第4項</u>）。例えば、これまで小売電気事業者自らのコールセンターが需要家からの問合せ等に応じていたが、これを外部委託することになったため、連絡先が変わるという場合には、苦情及び問合せに応じる電話番号について説明すれば足りるということになる。</p> <p>iii) 契約の軽微な変更の場合</p> <p>小売電気事業者又は取次業者が、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）には、小売電気事業者等は、変更しようとする</p>

改定後	現行
<p>する事項の概要について説明を行えば足りる（<u>施行規則第3条の12第5項</u>）。例えば、当該小売供給契約において、「A法第B条」という条項を引用している場合において、その「A法」の改正により「第B条」が規定の内容に変更なく単純に「第C条」にずれるなど、当該小売供給契約の内容の実質的な変更とはならないようなものを想定している。また、変更された事項の概要について説明を行えば足りるため、上記事例の小売供給契約において「A法第B条」が複数箇所引用されている場合には、その一つ一つについて説明することを要しない。</p> <p>iv) 説明事項の一部省略が認められない場合</p> <p>前述の1(3)イi)からiii)のいずれの場合であっても、小売供給を受けようとする者が説明事項を一部省略することについて承諾しない場合については、説明すべき事項について全て説明する必要がある（<u>施行規則第3条の12第3項ただし書、第4項ただし書及び第5項ただし書</u>）。</p> <p><b>2 契約締結前の書面交付義務</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 遵守すべきルール</p> <p>ア 契約締結前交付書面において記載が必要な事項及び記載の方法(略)</p> <p>i) 原則</p> <p>契約締結前交付書面の内容は、需要家に対し説明すべき事項と同内容である（<u>施行規則第3条の12第8項</u>）。詳細は前述の1(3)アを参照。</p> <p>ii) 契約締結前交付書面の記載事項の一部省略が認められる場合</p>	<p>る事項の概要について説明を行えば足りる（<u>小売登録省令第3条第5項</u>）。例えば、当該小売供給契約において、「A法第B条」という条項を引用している場合において、その「A法」の改正により「第B条」が規定の内容に変更なく単純に「第C条」にずれるなど、当該小売供給契約の内容の実質的な変更とはならないようなものを想定している。また、変更された事項の概要について説明を行えば足りるため、上記事例の小売供給契約において「A法第B条」が複数箇所引用されている場合には、その一つ一つについて説明することを要しない。</p> <p>iv) 説明事項の一部省略が認められない場合</p> <p>前述の1(3)イi)からiii)のいずれの場合であっても、小売供給を受けようとする者が説明事項を一部省略することについて承諾しない場合については、説明すべき事項について全て説明する必要がある（<u>小売登録省令第3条第3項ただし書、第4項ただし書及び第5項ただし書</u>）。</p> <p><b>2 契約締結前の書面交付義務</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 遵守すべきルール</p> <p>ア 契約締結前交付書面において記載が必要な事項及び記載の方法(略)</p> <p>i) 原則</p> <p>契約締結前交付書面の内容は、需要家に対し説明すべき事項と同内容である（<u>小売登録省令第3条第8項</u>）。詳細は前述の1(3)アを参照。</p> <p>ii) 契約締結前交付書面の記載事項の一部省略が認められる場合</p>

改定後	現行
<p>前述の1(3)イで述べた、説明事項の一部省略が認められる場合(契約の更新の場合、軽微な変更以外の契約の変更の場合、契約の軽微な変更の場合)には、契約締結前交付書面において記載すべき事項についても同様の省略が認められる(施行規則第3条の12第9項から第11項まで)。ただし、需要家から説明事項を一部省略することについて承諾を得ていない場合には、このような記載事項の一部省略は認められない(施行規則第3条の12第9項ただし書、第10項ただし書及び第11項ただし書)。</p> <p>イ 契約締結前の書面交付義務の例外的場合</p> <p>小売電気事業者等が、小売供給契約を締結しようとする場合であっても、一定の場合には契約締結前の書面交付義務を原則どおり適用することは妥当でないことから、以下の場合について例外が認められている(施行規則第3条の12第6項)。</p> <p>i) 電話による説明を行う場合</p> <p>小売電気事業者等が需要家に対し電話で営業活動をする場合には、供給条件の説明の際に書面を交付することが困難(例えば、事前に郵送で当該需要家に書面を送付した上で電話にて説明をすることなどが必要)であるため、需要家が承諾した場合には、契約締結前交付書面を交付することを要しない(施行規則第3条の12第6項第1号)。</p> <p>ただし、その場合であっても、電話での説明を行った後遅滞なく当該需要家に契約締結前交付書面を交付しなければならない(施行規則第3条の12第7項)。これは、後述の2(2)イii)に掲げる場合とは異なり、小売電気事業者が需要家に対し説明する内容は説明義務を課されている全ての事項であって多岐に亘ることに配慮されたものである。</p> <p>ii) 契約の更新及び契約の軽微な変更の場合</p> <p>小売電気事業者又は取次業者が、既に締結されている小売供給契約を更</p>	<p>前述の1(3)イで述べた、説明事項の一部省略が認められる場合(契約の更新の場合、軽微な変更以外の契約の変更の場合、契約の軽微な変更の場合)には、契約締結前交付書面において記載すべき事項についても同様の省略が認められる(小売登録省令第3条第9項から第11項まで)。ただし、需要家から説明事項を一部省略することについて承諾を得ていない場合には、このような記載事項の一部省略は認められない(小売登録省令第3条第9項ただし書、第10項ただし書及び第11項ただし書)。</p> <p>イ 契約締結前の書面交付義務の例外的場合</p> <p>小売電気事業者等が、小売供給契約を締結しようとする場合であっても、一定の場合には契約締結前の書面交付義務を原則どおり適用することは妥当でないことから、以下の場合について例外が認められている(小売登録省令第3条第6項)。</p> <p>i) 電話による説明を行う場合</p> <p>小売電気事業者等が需要家に対し電話で営業活動をする場合には、供給条件の説明の際に書面を交付することが困難(例えば、事前に郵送で当該需要家に書面を送付した上で電話にて説明をすることなどが必要)であるため、需要家が承諾した場合には、契約締結前交付書面を交付することを要しない(小売登録省令第3条第6項第1号)。</p> <p>ただし、その場合であっても、電話での説明を行った後遅滞なく当該需要家に契約締結前交付書面を交付しなければならない(同条第7項)。これは、後述の2(2)イii)に掲げる場合とは異なり、小売電気事業者が需要家に対し説明する内容は説明義務を課されている全ての事項であって多岐に亘ることに配慮されたものである。</p> <p>ii) 契約の更新及び契約の軽微な変更の場合</p> <p>小売電気事業者又は取次業者が、既に締結されている小売供給契約を更</p>

改 定 後	現 行
<p>新する場合（料金ほか契約条件について一切の変更をせずに当該小売供給契約の期間の延長のみをする場合）及び既に締結されている契約を変更しようとする場合（軽微な変更をする場合に限る。「軽微な変更」の具体例については、前述の1（3）イ iii）を参照。）については、小売電気事業者等は、当該小売供給契約の内容のうち変更があるのは契約期間に関するもの又は軽微な変更に関するものに限られるため、契約締結前交付書面を交付することなく供給条件の説明を行うことについて需要家が承諾した場合には、<u>契約締結前交付書面を交付することを要しない（施行規則第3条の1 2第6項第2号及び第3号）</u>。</p> <p>ウ 契約締結前交付書面に代わる情報通信技術を利用する方法（略）</p> <p>i) 需要家の承諾を得る方法</p> <p>需要家の承諾を得る方法については、あらかじめ、需要家に対し、小売電気事業者等が用いる電磁的方法の種類（後述の2（2）ウ ii）参照）及び内容（ファイルへの記録の方式）を示し、需要家から書面又は電磁的方法による承諾を得ることが必要となる<u>（電気事業法施行令（昭和46年政令第206号）第2条第1項並びに施行規則第3条の1 4及び第3条の1 5）</u>。また、このような承諾を得た場合であっても、その後需要家から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、契約締結前交付書面に代わる電磁的方法による提供をしてはならない<u>（電気事業法施行令第2条第2項）</u>。</p> <p>ii) 具体的な提供方法</p> <p>需要家の承諾を得た上で契約締結前交付書面に代えて電磁的方法を用いる場合の具体的方法は以下のとおりである（<u>施行規則第3条の1 2第1 2項</u>）。</p> <p>① 電子メールによる場合</p>	<p>新する場合（料金ほか契約条件について一切の変更をせずに当該小売供給契約の期間の延長のみをする場合）及び既に締結されている契約を変更しようとする場合（軽微な変更をする場合に限る。「軽微な変更」の具体例については、前述の1（3）イ iii）を参照。）については、小売電気事業者等は、当該小売供給契約の内容のうち変更があるのは契約期間に関するもの又は軽微な変更に関するものに限られるため、契約締結前交付書面を交付することなく供給条件の説明を行うことについて需要家が承諾した場合には、<u>契約締結前交付書面を交付することを要しない（小売登録省令第3条第6項第2号及び第3号）</u>。</p> <p>ウ 契約締結前交付書面に代わる情報通信技術を利用する方法（略）</p> <p>i) 需要家の承諾を得る方法</p> <p>需要家の承諾を得る方法については、<u>電気事業法施行令において今後定められる予定であるが</u>、あらかじめ、需要家に対し、小売電気事業者等が用いる電磁的方法の種類（後述の2（2）ウ ii）参照）及び内容（ファイルへの記録の方式）を示し、需要家から書面又は電磁的方法による承諾を得ることが必要となる。また、このような承諾を得た場合であっても、その後需要家から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、契約締結前交付書面に代わる電磁的方法による提供をしてはならない。</p> <p>ii) 具体的な提供方法</p> <p>需要家の承諾を得た上で契約締結前交付書面に代えて電磁的方法を用いる場合の具体的方法は以下のとおりである（<u>小売登録省令第3条第1 2項</u>）。</p> <p>① 電子メールによる場合</p>

改 定 後	現 行
<p>小売電気事業者等が、本来契約締結前交付書面に記載すべき内容について、需要家に対し電子メールにより送信する方法（当該需要家が手元で当該電子メールの内容を出力することにより書面を作成することができる方法であることを要する。）によることが認められている（<u>施行規則第3条の12</u>第12項第1号）。</p> <p>② ホームページ等での閲覧による場合</p> <p>小売電気事業者等が、インターネット上の自己のホームページ等に本来契約締結前交付書面に記載すべき内容を表示し、これを需要家の閲覧に供する方法によることが認められている（<u>施行規則第3条の12</u>第12項第2号）。なお、需要家が当該説明事項を読むことなく、次のリンク先のウェブページに進んでしまうことなどがないよう、画面をスクロールすることにより、説明事項を一通り読んだ上で次のリンク先のウェブページに進むこととなるよう、リンク先の表示のための文字列を当該ウェブページの最後に表示する、説明内容を理解した旨のチェック項目を設けるなどの工夫をすることが望ましい。</p> <p>（略）</p> <p>③ 記録媒体による場合</p> <p>小売電気事業者等が、本来契約締結前交付書面に記載すべき内容について、フロッピーディスクやCD-ROMなどの記録媒体に記録して交付する方法によることが認められている（<u>施行規則第3条の12</u>第12項第3号）。</p> <p>④ 電磁的方法を利用した説明後の書面交付努力義務</p> <p>小売電気事業者等は、前述の2（2）ウii）①から③に掲げる方法により説明事項を需要家に対し提供した場合であっても、需要家から書面で交付して欲しい旨の要請があった場合には、需要家の説明内容に対する理解</p>	<p>小売電気事業者等が、本来契約締結前交付書面に記載すべき内容について、需要家に対し電子メールにより送信する方法（当該需要家が手元で当該電子メールの内容を出力することにより書面を作成することができる方法であることを要する。）によることが認められている（<u>小売登録省令第3条</u>第12項第1号）。</p> <p>② ホームページ等での閲覧による場合</p> <p>小売電気事業者等が、インターネット上の自己のホームページ等に本来契約締結前交付書面に記載すべき内容を表示し、これを需要家の閲覧に供する方法によることが認められている（<u>小売登録省令第3条</u>第12項第2号）。なお、需要家が当該説明事項を読むことなく、次のリンク先のウェブページに進んでしまうことなどがないよう、画面をスクロールすることにより、説明事項を一通り読んだ上で次のリンク先のウェブページに進むこととなるよう、リンク先の表示のための文字列を当該ウェブページの最後に表示する、説明内容を理解した旨のチェック項目を設けるなどの工夫をすることが望ましい。</p> <p>（略）</p> <p>③ 記録媒体による場合</p> <p>小売電気事業者等が、本来契約締結前交付書面に記載すべき内容について、フロッピーディスクやCD-ROMなどの記録媒体に記録して交付する方法によることが認められている（<u>小売登録省令第3条</u>第12項第3号）。</p> <p>④ 電磁的方法を利用した説明後の書面交付努力義務</p> <p>小売電気事業者等は、前述の2（2）ウii）①から③に掲げる方法により説明事項を需要家に対し提供した場合であっても、需要家から書面で交付して欲しい旨の要請があった場合には、需要家の説明内容に対する理解</p>

改定後	現行
<p>を促すためにも、当該需要家に対し、契約締結前交付書面を交付するよう努める必要がある（<u>施行規則第3条の12第13項</u>）。</p> <p><b>3 契約締結後の書面交付義務</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <b>遵守すべきルール</b></p> <p>ア 契約締結後交付書面において記載が必要な事項及び記載の方法</p> <p>契約締結後交付書面において記載が必要な事項は下記のとおりである（電気事業法第2条の14第1項及び<u>施行規則第3条の13第2項</u>）（なお、下記の事項を記載するに際しては、文字の大きさを工夫するなど、読みやすく記載することが望ましい。）。</p> <p>i) 原則</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小売供給契約を締結しようとする際に説明すべきとされる<u>施行規則第3条の12第1項第3号</u>から第25号までに掲げる事項（ただし、第5号の「当該小売供給契約の申込みの方法」については契約締結時には不要であることから対象外。）</li> </ul> <p>(略)</p> <p>ii) 契約締結後交付書面の記載事項の一部省略が認められる場合</p> <p>① 契約の更新の場合</p> <p>小売電気事業者又は取次業者が、既に締結している小売供給契約を更新した場合（料金ほか契約条件について一切の変更をせずに当該小売供給契約の期間の延長のみをする場合）には、契約締結後交付書面の内容について</p>	<p>を促すためにも、当該需要家に対し、契約締結前交付書面を交付するよう努める必要がある（<u>小売登録省令第3条第13項</u>）。</p> <p><b>3 契約締結後の書面交付義務</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <b>遵守すべきルール</b></p> <p>ア 契約締結後交付書面において記載が必要な事項及び記載の方法</p> <p>契約締結後交付書面において記載が必要な事項は下記のとおりである（電気事業法第2条の14第1項及び<u>小売登録省令第4条第2項</u>）（なお、下記の事項を記載するに際しては、文字の大きさを工夫するなど、読みやすく記載することが望ましい。）。</p> <p>i) 原則</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小売供給契約を締結しようとする際に説明すべきとされる<u>小売登録省令第3条第1項第1号</u>から第25号までに掲げる事項（ただし、第5号の「当該小売供給契約の申込みの方法」については契約締結時には不要であることから対象外。）</li> </ul> <p>(略)</p> <p>ii) 契約締結後交付書面の記載事項の一部省略が認められる場合</p> <p>① 契約の更新の場合</p> <p>小売電気事業者が、既に締結している小売供給契約を更新した場合（料金ほか契約条件について一切の変更をせずに当該小売供給契約の期間の延長のみをする場合）には、契約締結後交付書面の内容については、小売電</p>

改定後	現行
<p>ては、小売電気事業者の氏名又は名称及び住所並びに契約年月日のほかには、更新後の新たな契約期間（<u>施行規則第3条の12第1項第16号</u>）及び供給地点特定番号のみでよい（<u>施行規則第3条の13第3項</u>）。ただし、需要家がそのことについて承諾していない場合には、このような記載事項の一部省略は認められない（<u>施行規則第3条の13第3項ただし書</u>）。</p> <p>② 軽微な変更以外の契約の変更の場合</p> <p>小売供給事業者又は取次業者が、既に締結している小売供給契約を変更した場合（<u>施行規則第3条の13第1項の軽微な変更をした場合であって、契約締結後交付書面を交付しないことについて需要家の承諾を得ている場合を除く。</u>）には、契約締結後交付書面の内容については、小売電気事業者の氏名又は名称及び住所並びに契約年月日のほかには、変更した事項及び供給地点特定番号のみでよい（<u>施行規則第3条の13第4項</u>）。例えば、これまで小売電気事業者自らのコールセンターが需要家からの問合せ等に応じていたが、これを外部委託することになったため、連絡先が変わった場合には、小売電気事業者の氏名又は名称及び住所並びに契約年月日に加えて、変更後の連絡先及び供給地点特定番号のみを契約締結後交付書面に記載すればよい。ただし、需要家がそのことについて承諾しない場合には、このような記載事項の一部省略は認められない（<u>施行規則第3条の13第4項ただし書</u>）。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 契約締結後交付書面に代わる情報通信技術を利用する方法 (略)</p> <p>i) 需要家の承諾を得る方法</p> <p>契約締結前交付書面の場合と同様である（前述の2（2）ウi）参照。<u>電気事業法施行令第2条第3項。</u>）。</p>	<p>気事業者の氏名又は名称及び住所並びに契約年月日のほかには、更新後の新たな契約期間（<u>第3条第1項第16号</u>）及び供給地点特定番号のみでよい（<u>小売登録省令第4条第3項</u>）。ただし、需要家がそのことについて承諾していない場合には、このような記載事項の一部省略は認められない（<u>同項ただし書</u>）。</p> <p>② 軽微な変更以外の契約の変更の場合</p> <p>小売供給事業者が、既に締結している小売供給契約を変更した場合（<u>小売登録省令第4条第1項の軽微な変更をした場合を除く。</u>）には、契約締結後交付書面の内容については、小売電気事業者の氏名又は名称及び住所並びに契約年月日のほかには、変更した事項及び供給地点特定番号のみでよい（<u>小売登録省令第4条第4項</u>）。例えば、これまで小売電気事業者自らのコールセンターが需要家からの問合せ等に応じていたが、これを外部委託することになったため、連絡先が変わった場合には、小売電気事業者の氏名又は名称及び住所並びに契約年月日に加えて、変更後の連絡先及び供給地点特定番号のみを契約締結後交付書面に記載すればよい。ただし、需要家がそのことについて承諾しない場合には、このような記載事項の一部省略は認められない（<u>同項ただし書</u>）。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 契約締結後交付書面に代わる情報通信技術を利用する方法 (略)</p> <p>i) 需要家の承諾を得る方法</p> <p><u>電気事業法施行令において今後定められる予定であるが、</u>契約締結前交付書面の場合と同様である（前述の2（2）ウi）参照）。</p>

改定後	現行
<p>ii) 具体的な提供方法</p> <p>需要家の承諾を得た上で契約締結後交付書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いる場合、その具体的方法は契約締結前交付書面の場合と同様である（<u>施行規則第3条の13</u>第5項。前述の2（2）ウii）参照。）。</p>	<p>ii) 具体的な提供方法</p> <p>需要家の承諾を得た上で契約締結後交付書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いる場合、その具体的方法は契約締結前交付書面の場合と同様である（<u>小売登録省令第4条</u>第5項。前述の2（2）ウii）参照。）。</p>